

中国の特許法実施細則の 2023 年改正

遠藤 誠¹

I はじめに

中国の「特許法」(中国語では「専利法」)は、最近では、2020年10月17日に改正され、2021年6月1日から施行された。特許法の下位法令である「特許法実施細則」(中国語では「専利法実施細則」)も、改正特許法の内容に合わせて改正され、同日に施行されるものと予測されていた。2020年11月27日には、国家知的財産権局から、「特許法実施細則修正建議(意見募集稿)」²が公表された。しかし、特許法の施行日が経過しても、特許法実施細則の改正は採択されなかった。その後も、特許法実施細則の改正が採択されない状況が長らく続いていた。

そしてついに、2023年12月11日に特許法実施細則の改正が採択され、2023年12月21日に公布された(施行日は、2024年1月20日)³。また、「特許審査指南(2023)」(中国語では「専利審査指南2023」)も、同日に公布された(施行日は、2024年1月20日)⁴。

言うまでもなく、特許法実施細則は、特許法の抽象的な規定を具体化したり、特許法に含まれていない内容について規定したりするものであり、極めて重要な行政法規である。もちろん、日本企業及び日系中国現地法人への影響も大きい。

そこで、本稿では、特許法実施細則の2023年改正の内容について紹介するとともに、実務上の留意点についても適宜言及することとする。

II 特許法実施細則の 2023 年改正の内容

2023年改正前の特許法実施細則(以下「改正前細則」という)は、全11章123条より構成されていたのに対し、2023年改正後の特許法実施細則(以下「改正後細則」という)は、全13章149条より構成されている。改正前と改正後の特許法実施細則の体系は、表1のとおりである。

表1 改正前と改正後の特許法実施細則の体系

改正前	改正後
第1章 総則(第1条～第14条)	第1章 総則(第1条～第16条)
第2章 特許の出願(第15条～第36条)	第2章 特許の出願(第17条～第41条)
第3章 特許出願の審査と認可(第37条～第58条)	第3章 特許出願の審査と認可(第42条～第64条)
第4章 特許出願の再審査と特許権の無効宣告(第59条～第72条)	第4章 特許出願の再審査と特許権の無効宣告(第65条～第76条)

¹ えんどう まこと、弁護士・博士(法学)、BLJ法律事務所(<https://www.bizlawjapan.com/>)代表。

² https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/27/art_75_155294.html

³ https://www.gov.cn/zhengce/content/202312/content_6921633.htm

⁴ https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/21/art_526_189193.html

	第 5 章 特許期間の補償 (第 77 条～第 84 条)
第 5 章 特許実施の強制許諾 (第 73 条～第 75 条)	第 6 章 特許実施の強制許諾 (第 85 条～第 91 条)
第 6 章 職務発明創造の発明者又は創作者に対する奨励と報酬 (第 76 条～第 78 条)	第 7 章 職務発明創造の発明者又は創作者に対する奨励と報酬 (第 92 条～第 94 条)
第 7 章 特許権の保護(第 79 条～第 88 条)	第 8 章 特許権の保護 (第 95 条～第 105 条)
第 8 章 特許登録と特許公報 (第 89 条～第 92 条)	第 9 章 特許登録と特許公報 (第 106 条～第 109 条)
第 9 章 費用 (第 93 条～第 100 条)	第 10 章 費用 (第 110 条～第 117 条)
第 10 章 国際出願に関する特別規定 (第 101 条～第 117 条)	第 11 章 国際出願に関する特別規定 (第 118 条～第 135 条)
	第 12 章 意匠国際出願に関する特別規定 (第 136 条～第 144 条)
第 11 章 附則 (第 118 条～第 123 条)	第 13 章 附則 (第 145 条～第 149 条)

特許法実施細則の 2023 年改正は、特許法制度の全般に係わるものであるが、以下、本稿では、特許法実施細則の 2023 年改正の主な内容について紹介する。

1 信義誠実の原則

特許法の 2020 年改正は、「信義誠実の原則」及び「特許権の濫用」に関する明文規定を置いた (20 条)。即ち、「特許出願及び特許権を行使するにあたっては、信義誠実の原則を遵守しなければならない。特許権を濫用して公共の利益又は他人の合法的權益を害してはならない。」(20 条 1 項)、「特許権を濫用し、競争を排除又は制限して独占禁止行為を構成する場合、中華人民共和国独占禁止法に基づき処理する。」(20 条 2 項) という規定である。

改正後細則は、「特許出願は、信義誠実の原則に従って行わなければならない。各種特許出願は、真実の発明創造活動に基づくものでなければならず、虚偽を弄してはならない。」(11 条)、「特許権者は、虚偽の資料を提供し、又は事実を隠蔽することによって、開放許諾の宣言を行い又は開放許諾の実施期間において特許年金の減免を受けてはならない。」(88 条) という規定を追加した。そして、出願人又は特許権者が上記 11 条又は 88 条に違反した場合、県レベル以上の特許執行担当部門は、警告を発し、10 万元以下の過料を課することができる (100 条)。

近時、中国では、特許の不正出願が後を絶たない。特許の不正出願の原因にはさまざまなものがあるが、例えば、中央政府又は地方政府によるハイテク企業に対する特許出願交付金や税制優遇措置等を不正に獲得することがある。国家知的財産権局は、2017 年には、「特許出願行為の規範化に関する若干規定」を、また、2018 年には、37 の部・委員会と共同で、「知的財産権 (特許) 分野における重大な信用失墜主体に対する共同懲戒に関する協力覚書」を発布し、特許の不正出願を主な取締り対象とした。しかし、上記の規定と協力覚書は、特許料の減免を認めないこと、公開通報を行うこと、資金・報奨を与えないこと、不正な資金・報奨の詐取についての刑事責任を追及すること、特定の事業活動への参加資格を制限することという観点から規制しており、特許出願人に対する直接的な行政処罰を規定していなかった。改正後細則 100 条は、特許執行担当部門に、特許の不正出願を行った者に対し、警告を発したり、過料を課したりする権限を与えることで、この立法上の空白を埋めるもので

ある⁵。

2 職務発明創造者への奨励・報酬

従来、特許法では、「特許権を付与された単位⁶は、職務発明創造の発明者又は創作者に奨励を与えなければならない。発明創造特許の実施後は、その普及と応用の範囲及びその経済的効果と収益に応じて、発明者又は創作者に合理的な報酬を与える。」ことが規定されており、このことは特許法の2020年改正によっても、変更はない。なお、特許法の2020年改正は、上記の「奨励」・「報酬」は、金銭の付与に限らず、「株式、オプション、配当等の方式」を採用し、発明者又は創作者にイノベーションの収益を合理的に分配するよう推奨することを明記した(15条)。改正後細則においても、同様の規定が追加された(92条1項後段)。

改正前細則では、特許権を付与された単位は、発明者、創作者と特許法に定める奨励、報酬の方式及び金額について約定し、又は法に従いそれが制定した規則制度において規定することができるものとされていた(76条1項)。このことは、改正後細則によっても、変更はない(92条1項前段)。しかし、約定又は規則制度において規定しなかった場合の奨励及び報酬の最低基準については、大きく変更された。

即ち、改正前細則では、約定又は規則制度において規定しなかった場合、表2の基準に基づき、奨励・報酬を支給しなければならなかった。

表2 改正前の特許法実施細則における奨励・報酬の基準

改正前細則の規定	発明特許	実用新案特許	意匠特許
77条1項(奨励)	1件3,000元以上	1件1,000元以上	1件1,000元以上
78条前段(自己実施の場合の報酬)	毎年、営業利益の2%以上(一括払いも可)	毎年、営業利益の2%以上(一括払いも可)	毎年、営業利益の0.2%以上(一括払いも可)
78条後段(実施許諾した場合の報酬)	使用料の10%以上	使用料の10%以上	使用料の10%以上

改正後細則によると、約定又は規則制度において規定しなかった場合、表3の基準に基づき、奨励・報酬を支給しなければならない。

表3 改正後の特許法実施細則における奨励・報酬の基準

改正後細則の規定	発明特許	実用新案特許	意匠特許
93条1項(奨励)	1件4,000元以上	1件1,500元以上	1件1,500元以上
94条(報酬)	科学技術成果転化促進法の規定に従う。		

「科学技術成果転化促進法」(中国語では、「促進科技成果转化法」)⁷は、科学技術成果を現実の生産力に転化させることを促進し、科学技術成果転化の促進活動を規範化し、科学技術進歩を速め、経済建設及び社会発展を推進するために制定された法律である(1条)。同法は、1996年に制定されたものであるが、2015年に改正された。同法45条によると、科学

⁵ 崔国斌著「特許法実施細則の最新改正の要点のレビュー」(中国語では「专利法实施细则最新修改要点评述」)。

https://www.moj.gov.cn/pub/sfbgw/zcjd/202312/t20231221_492072.html

⁶ 中国語の「単位」は、会社、団体、組織等を意味する。

⁷ https://www.gov.cn/xinwen/2015-08/30/content_2922111.htm

技術成果を完成した単位が、奨励及び報酬の方式と金額について、規則を制定しておらず、且つ科学技術人員との約定も締結していない場合、表4に掲げる基準に従い、職務科学技術成果の完成、転化に重要な貢献をした人員に奨励及び報酬を与えなければならない。

表4 科学技術成果転化促進法における奨励・報酬の基準

ケース	基準
①当該職務科学技術成果を他人に譲渡し、又は他人に実施許諾した場合	譲渡の純収入又は許諾の純収入の50%以上
②当該職務科学技術成果をもって評価出資する場合	当該科学技術成果によって形成された持分又は出資の比率の50%以上
③当該職務科学技術成果を自ら実施し、又は他人と協力して実施した場合	転化実施により操業に成功した後、連続して3～5年、毎年、当該科学技術成果の実施による営業利益から5%以上

表4から明らかなおとおり、科学技術成果転化促進法45条は、職務科学技術成果の完成、転化に重要な貢献をした人員に対し、非常に大きな奨励及び報酬を与えるものとしている。科学技術成果転化促進法45条は、日本企業の中国現地法人に極めて大きなインパクトを与える可能性がある。日本企業の中国現地法人が科学技術成果転化促進法45条の適用を避けるためには、中国現地法人において、奨励及び報酬の方式及び金額について社内規定（職務発明規程）を制定するか、又は従業員と個別の契約を締結するか、いずれかの方策をとっておく必要がある。

3 中国で完成された発明・実用新案の秘密保持審査

特許法によると、いかなる単位又は個人も、中国において完成された発明又は実用新案を外国で特許出願する場合は、事前に国務院特許行政部門の行う秘密保持審査を受けなければならない。秘密保持審査の手續、期間等は国務院の規定に従い執行する（19条1項）。

改正前細則では、国務院特許行政部門は、秘密保持審査を行うよう請求があり、審査の結果、当該発明又は実用新案が国の安全又は重大な利益に係る可能性があり、秘密を保持する必要があると判断した場合には、「速やかに出願人に秘密保持審査通知を発送しなければならない。出願人に、その請求の提出日より4か月以内に秘密保持審査通知が届かなかった場合には、当該発明又は実用新案について外国に特許を出願し、又は関連の国外機構に国際特許出願を提出することができる。」と規定されていた（9条1項）。しかし、当該規定は、改正後細則により、「請求の提出日より2か月以内に出願人に秘密保持審査通知を発送しなければならない。状況が複雑である場合は、2か月延長することができる。」とされた（9条1項）。

また、改正前細則では、国務院特許行政部門が秘密保持審査の実施を通知した場合は、「速やかに秘密保持が必要であるか否かの決定を出し、かつ出願人に通知しなければならない。出願人に、その請求の提出日より6か月以内に秘密保持が必要である旨の決定が届かなかった場合には、当該発明又は実用新案について外国に特許を出願し、又は関連の国外機構に国際特許出願を提出することができる。」と規定されていた（9条2項）。しかし、当該規定は、改正後細則により、「請求の提出日より4か月以内に秘密保持が必要であるか否かの決定を行い、且つ出願人に通知しなければならない。状況が複雑である場合は、2か月延長することができる。」とされた（9条2項）。

これらの改正により、出願人が秘密保持審査の要否及び結果に関する通知を待つ期間が

短くなる可能性がある（但し、状況が複雑である場合は、2か月延長されるため、待つ期間が変わらないことになる）。

4 遅延（繰り延べ）審査の請求

特許法によると、国务院特許行政部門は、発明特許出願について、出願日から3年以内に、出願人が任意の時期に提出する請求に基づきその出願に対する実体審査を行うことができる。出願人が正当な理由がなく期間が満了しても実体審査を請求しない場合は、その出願は取り下げられたものとみなされる（特許法35条1項）。国务院特許行政部門は、必要と認めるときは、自主的に発明特許の出願について実体審査を行うことができる（特許法35条2項）。

特許権者が早期の特許権付与を希望する場合、有料の早期審査ルートを選択するか、全国各地の知的財産権保護センターが提供する早期予備審査手続きを選択することができる。しかし、逆に、出願人が特許審査手続の遅延（繰り延べ）を請求できることについては、特許法にも、改正前細則にも、規定されていなかった。2023年8月30日、国家知的財産権局は、「発明特許出願遅延審査処理指南」（中国語では「発明専利申請延遲審査弁理指南」）⁸を發布し、発明特許出願の遅延（繰り延べ）審査制度を導入した⁹。そして、改正後細則も、「出願人は、特許出願の遅延審査を請求することができる。」という明文規定を置いた（56条2項）。

遅延（繰り延べ）審査制度のメリットとしては、①複数の変更可能性を持つ発明特許出願の係属中の請求項を通じて、関連分野における競合他社の技術研究開発を妨害し、市場に参入するための経済的・時間的コストを増加させること、②国際標準、国家標準、業界標準等の策定過程において、請求項の保護範囲を適宜修正し、関連標準に対応させることができること、③例えば、実験データ、コンピュータ分野の記憶媒体、プログラム製品の保護を補う等、最新の審査政策の利便性を享受することができること、④製品のライフサイクル、市場状況の変化等に応じて、特許審査プロセスを継続するかどうかを検討すること、⑤特許取得のタイミングにつき、特許の市場運用とよりよく調整することが挙げられる。遅延審査の請求に手数料はかからない。発明特許出願の遅延審査の請求は、実体審査の請求と同時に出願人が行う。発明特許出願の遅延期間は、審査遅延請求の効力発生日から1年、2年又は3年である。遅延された期間が満了したからといって、直ちに、審査官に分配されて実体審査が行われるわけではない（当該発明特許出願は、遅延された期間の満了後、順次、審査待ちの出願の中に入れられるだけである）。

5 特許期間の補償

特許法の2020年改正は、特許権の存続期間を補償（延長）する改正を行った。即ち、発明特許の不合理な審査遅延があった場合における、（1）権利有効期間の補償請求（42条2項）、及び（2）新薬に関する発明特許の権利有効期間の補償請求（42条3項）について規定された。これらが規定されたのは、2019年1月15日に米中貿易戦争に関する第1段階の合意として署名された「米中経済貿易協定」1.12条の影響と思われる。

改正後細則の「第5章 特許期間の補償」（以下「本章」という）は、以下のとおり、特許期間の補償についての具体的規定を置いた（77条～84条）。

（1）権利有効期間の補償請求（特許法42条2項）に関する規定

⁸ https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/8/30/art_1567_187106.html

⁹ 崔国斌・前掲書。

・特許法 42 条 2 項の規定による特許権の存続期間の補償請求については、特許権者は、特許権付与の公告日から 3 か月以内に、国務院特許行政部門に提出しなければならない（77 条）。

・特許法 42 条 2 項の規定による特許権の存続期間の補償請求については、補償期間は、発明特許の付与過程における不合理な遅延の実日数により計算する。ここにいう「発明特許の付与過程における不合理な遅延の実日数」とは、発明特許出願日から満 4 年を経過し且つ実体審査の請求があった日から満 3 年を経過した日から、特許権付与の公告日までの日数から、合理的な遅延の日数及び出願人により引き起こされた不合理な遅延の日数を差し引いた日数をいう（78 条 1 項・2 項）。

上記を計算式で表すと、以下のとおりである。

「発明特許の付与過程における不合理な遅延の実日数」＝
「発明特許出願日から満 4 年を経過し且つ実体審査の請求があった日から満 3 年を経過した日から、特許権付与の公告日までの日数」－合理的な遅延の日数－出願人により引き起こされた不合理な遅延の日数

・「合理的な遅延」とは、①本細則 66 条の規定により特許出願書類の補正をした後に特許権が設定された場合における、再審査手続により引き起こされた遅延、②本細則 103 条及び 104 条に規定する事情により引き起こされた遅延、③その他の合理的な事情により引き起こされた遅延をいう。同一の出願人が同一の発明創造について同日に実用新案特許と発明特許の両方を出願し、本細則 47 条 4 項の規定により発明特許権を取得した場合、当該発明特許権の期間には、特許法 42 条 2 項の規定を適用しない（78 条 3 項・4 項）。

・特許法 42 条 2 項に規定する「出願人により引き起こされた不合理な遅延」には、①国務院特許行政部門が発出した通知に対し、指定された期間までに応答しなかった場合、②本細則 56 条 2 項により遅延（繰り延べ）審査を請求した場合、③本細則 45 条に規定する事情により引き起こされた遅延、④その他の出願人により引き起こされた不合理な遅延をいう（79 条）。

（2）新薬に関する発明特許の権利有効期間の補償請求（42 条 3 項）に関する規定

・特許法 42 条 3 項にいう「新薬に関する発明特許」とは、新薬製品特許、製造方法特許及び医薬用途特許の規定に合致するものをいう（80 条）。

・特許法 42 条 3 項の規定により新薬に関する発明特許権の存続期間の補償請求については、新薬の中国における上市許可の取得日から 3 か月以内に、国務院特許行政部門に提出しなければならない。新薬について複数の特許が存在する場合、特許権者は、そのうちのいずれかの特許についてのみ、特許期間の補償請求をすることができる。特許が同時に複数の新薬に係る場合、1 つの新薬の特許についてのみ、特許期間の補償請求をすることができる。補償請求の対象である特許権が有効期間内にあり、且つ新薬に関する発明特許の期間補償がまだ行われていないものである必要がある（81 条）。

・特許法 42 条 3 項の規定により特許権の存続期間を補償する場合、補償期間は、特許法 42 条 3 項の規定に従うことを基礎として、特許出願日から新薬の中国における上市許可の取得日までの間の日数から 5 年を差し引いた日数により決定する（82 条）。

上記を計算式で表すと、以下のとおりである。

「特許法 42 条 3 項の規定による特許権の存続期間の補償期間」＝

「特許出願日から新薬の中国における上市許可の取得日までの間の日数」－5年

・新薬に関する発明特許権の特許期間の補償期間において、当該特許権の保護範囲は、当該新薬及び承認された適応症に関連する技術方案に限定され、保護範囲内において、特許権者は、特許権者は特許期間が補償される前と同じ権利を享受し、同じ義務を負う（83条）。

（3）上記の2つの補償請求に共通する規定

・国務院特許行政部門は、特許法42条2項・3項の規定に基づき、特許権の存続期間の補償請求を審査した後、補償の条件を満たすと判断した場合、存続期間の補償を許可する決定を行い、且つこれを登録・公告しなければならない。補償の条件を満たさないと判断した場合、存続期間の補償を許可しない決定を行い、且つ請求を行った特許権者に通知しなければならない（84条）。

6 開放許諾制度の導入

特許法の2020年改正は、開放許諾制度を導入した（50条乃至52条）。これは、特許権者が書面にて国務院特許行政部門に対し、いかなる単位又は個人にもその特許を実施許諾する意思があると声明し、且つ許諾使用料の支払方式・基準を明確にした場合、国務院特許行政部門がそれを公告するというものである。この場合、いかなる単位又は個人も、開放許諾を実施する意思があり、書面にて特許権者に通知し、且つ公告された許諾使用料の支払方式・基準に従って許諾使用料を支払った後は、特許実施許諾を受けたものとされる。特許権者は、当該特許について通常実施許諾を与えることは可能であるが、独占的又は排他的許諾を与えることはできない（51条3項）。また、開放許諾について紛争が生じた場合、国務院特許行政部門に調解を行うよう申し立てることができ、また、法院に訴訟提起することも可能である（52条）。

改正後細則は、以下のとおり、開放許諾についての具体的な規定を置いた（85条～88条）。

・特許権者がその特許につき自ら開放許諾の実施を声明することは、特許権付与の公告後に行わなければならない。開放許諾声明には、①特許番号、②特許権者の氏名又は名称、③特許許諾使用料の支払方式及び基準、④特許許諾期限、⑤その他の明確にしなければならない事項を明記しなければならない。開放許諾声明の内容は、正確、明白でなければならず、商業的宣伝用語を表示してはならない（85条）。

・特許権者が開放許諾を実施してはならない事由として、①特許権が、独占的又は排他的許諾有効期間内にある場合、②特許権の帰属に起因して紛争が発生し、又は人民法院が特許権に対し保全措置を講じる裁定を下し、関連手続が中止された場合、③特許年金が支払われていない場合、④特許権に質権を設定され、質権者の許諾を得ていない場合、⑤その他の特許権の有効な実施を阻害する場合が挙げられている（86条）。

・開放許諾を通じて特許実施許諾に合意した場合、当事者のいずれか一方は、許諾の合意を証明することのできる書面を国務院特許行政部門に届け出なければならない（87条）。

・特許権者は、虚偽の資料を提供し、又は事実を隠蔽することによって、開放許諾の宣言を行い又は開放許諾の実施期間において特許年金の減免を受けてはならない（88条）。

以上のとおり、中国の開放許諾制度の下では、特許を開放許諾する意思がある特許権者は、その声明において、許諾使用料の支払方式・基準を明確にする必要がある。これは、他国の開放許諾制度とは大きく異なる。例えば、英国及びフランスの開放許諾制度においては、特許権者は、許諾条件を明示することなく、開放許諾の声明をすることが許されている。特許権者とライセンス候補が実施許諾の合意に達することができない場合、特許権者は、特許

局の中間決定により決定された実施許諾条件を受け入れる¹⁰。

特許権者が許諾使用料の支払方式・基準を定める際の参考とされるために、国家知的財産権局は、2022年10月14日、「特許開放許諾使用料算定手引（試行）」（以下「開放許諾使用料手引」という）を發布した¹¹。開放許諾使用料手引は、許諾使用料の支払方式・基準として、①特許が自己実施されたことによって生じた収益を参考とする計算方法、②既に締結済みの特許ライセンスの使用料を参考とする計算方法、③同じ業界の特許ライセンスの統計数値を参考とする計算方法、④国際的に一般的なライセンス料率を参考とする計算方法、⑤資産評価方法を参考とする計算方法について規定している。また、開放許諾使用料手引には、添付資料として、(a) 開放許諾使用料の計算例、(b) 業界ごとの特許の通常ライセンスの統計表、(c) 関連法令・政策の条文の抜粋が付されている。また、国家知的財産権局のウェブサイト内に、「特許開放許諾」特集サイト¹²が設置されている。その中にある「各地情報発佈プラットフォーム」（中国語では「各地信息発佈平台」）からのリンク先には、中国各地の企業が声明した特許開放許諾の事例が多数掲載されており、参考になる。

7 部分意匠特許の出願

従来、中国では、部分意匠制度は採用されていなかったが、特許法の2020年改正により、部分意匠制度が導入された（2条3項）。

改正後細則によると、部分意匠特許を出願する場合には、製品全体の図を提出し、保護される部分の内容を点線と実線の組み合わせ又はその他の方法で表示しなければならない（30条2項）。また、部分意匠特許を出願する場合には、簡単な説明において、保護を請求する部分を記載しなければならないが、製品全体の図が既に点線と実線の組合せで表示されている場合はこの限りでない（31条3項）。

8 優先権に関連する規定の整備

特許法の2020年改正は、優先権に関連する規定を整備した。即ち、意匠特許の国内優先権（中国における最初の出願日から6か月以内）の創設（29条2項）、発明・実用新案特許の優先権証明書の提出期限の緩和（最初の出願日から16か月以内）（30条1項）が行われた。

改正後細則にも、以下のとおり、優先権に関連する多くの規定が置かれている。

- ・国内優先権を主張する意匠特許出願人は、先の出願が発明又は実用新案特許出願である場合には、添付図面に示された意匠について、同一の主題について意匠特許出願をすることができ、また、先の出願が意匠特許出願である場合には、同一の主題について意匠特許出願をすることができる（35条2項2文）。
- ・出願人が国内優先権を主張するときは、その先行出願は、後の出願の提出日に取り下げられたものとみなす。但し、意匠特許出願人が国内優先権の基礎として発明又は実用新案特許出願を主張する場合を除く（35条3項）。
- ・出願人が特許法29条に規定する期間を徒過し、国务院特許行政部門に同一主題の発明又は実用新案特許出願をした場合、正当な理由があれば、期間満了の日から2か月以内に優先権の回復を請求することができる（36条）。
- ・発明又は実用新案特許の出願人は、優先権を主張したときは、優先日から16か月以内又

¹⁰ 崔国斌・前掲書。

¹¹ http://www.cnipa.gov.cn/art/2022/10/24/art_75_179776.html

¹² <https://www.cnipa.gov.cn/col/col2981/index.html>

は出願日から4か月以内に、優先権の主張の追加又は補正を請求することができる(37条)。

・発明又は実用新案特許の出願において、請求の範囲、明細書、又は請求の範囲若しくは明細書の一部を欠き又は誤って提出したが、出願人が出願日に優先権を主張した場合、出願人は、出願日から2か月以内又は国務院特許行政部門が指定する期間内に、先の出願の書類を援用することにより、請求の範囲又は明細書の欠落又は誤りを補充することができる。補充書類が関連規定に合致する場合、最初に書類を提出した日を出願日とする(45条)。

9 ハーグ協定に基づく意匠国際出願

中国は、2022年2月5日、世界知的所有権機関(WIPO)に対し、意匠の国際登録に関するハーグ協定の1999年ジュネーブ改正協定(以下「ハーグ協定」という)への加盟書を寄託し、中国はハーグ協定の68番目の締約国となった。これにより、ハーグ協定は中国において2022年5月5日から発効した¹³。

中国がハーグ協定に加入した後のさまざまな業務の処理に関する具体的規定が必要であったことから、国家知的財産権局は、2022年4月22日、「ハーグ協定加入後の関連業務の処理に関する暫定弁法」を公布した(施行日は、2022年5月5日)¹⁴。当該暫定弁法の公布に関連して、国家知的財産権局は、意匠の国際登録に係る電子出願システムの運用を開始し、また、意匠の国際登録出願に係る書式を公表した¹⁵。また、意匠の国際登録出願及び更新に係る費用についての公告を公表し、国家知的財産権局及びWIPOが定める個別指定費をスイスフランで納付すべきものとした¹⁶。

上記の弁法が公布・施行されて半年以上が経過して2023年に入っても、特許法実施細則は改正されなかった。そこで、2023年1月4日、新たな「ハーグ協定加入後の関連業務処理に関する暫定弁法」が公布され(施行日は2023年1月11日)¹⁷、古い弁法(2022年5月5日に施行された弁法)は、同時に廃止された。

以上のような状況の下、特許法実施細則の2023年改正が採択された(2024年1月20日施行)。改正後細則の「第12章 意匠国際出願に関する特別規定」(以下「本章」という)は、以下のとおり、ハーグ協定に基づく意匠国際出願の具体的手続についての規定を置いた(136条~144条)。

・国務院特許行政部門は、特許法19条2項、3項の規定に従い、ハーグ協定に基づき、意匠国際登録出願を処理する。国務院特許行政部門がハーグ協定に基づき中国に出願され且つ中国が指定された意匠国際登録出願(以下「意匠国際出願」という)を処理する条件及び手続は、本章の規定に従うものとし、本章にそのような規定がない場合、特許法及び本規則の他の各章の関連規定を適用する(136条)。

・ハーグ協定に基づき国際登録日が確定され且つ中国が指定された意匠国際出願は、国務院特許行政部門に提出された意匠特許出願とみなし、当該国際登録日は特許法28条の規定の適用上、出願日とみなす(137条)。

・WIPO国際事務局(以下「国際事務局」という)が意匠国際出願を公告した後、国務院特許行政部門は、意匠国際出願を審査し、且つ審査結果を国際事務局に通知する(138条)。

・国際事務局により公告された意匠国際出願に一つ又は複数の優先権が含まれているとき

¹³ なお、ハーグ協定が適用されるのは、中国本土のみであり、香港・マカオは除かれる。

¹⁴ https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/4/25/art_74_175158.html

¹⁵ https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/4/29/art_2894_175352.html

¹⁶ https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/4/26/art_2894_175170.html

¹⁷ https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/1/5/art_74_181249.html

は、特許法 30 条の規定により声明書が提出されたものとみなす。意匠国際出願の出願人が優先権を主張する場合には、意匠国際出願の公告日から 3 か月以内に先の出願書類の副本を提出しなければならない（139 条）。

・意匠国際出願に係る意匠が特許法 24 条 2 項又は 3 項に掲げる事情のいずれかに該当するときは、意匠国際出願の際にその旨を声明し、且つ意匠国際出願の公告日から 2 か月以内に、本細則 33 条 3 項に規定する関係書類を提出しなければならない（140 条）。

・1 件の意匠国際出願が 2 つ以上の意匠を含む場合、出願人は、意匠国際出願の公告日から 2 か月以内に、国務院特許行政部門に対し分割出願を申請し、且つ費用を納付することができる（141 条）。

・国際事務局により公告された意匠国際出願が意匠の要部を記載した明細書を含む場合には、本細則 31 条の規定に従って簡単な説明が提出されたものとみなす（142 条）。

・国務院特許行政部門は、意匠国際出願を審査したが、拒絶理由が見当たらない場合、国務院特許行政部門は、保護を与える決定を下し、国際事務局に通知する。国務院特許行政部門が保護を与える決定を下した後、公告を行うものとし、当該意匠特許権は公告日から効力を生じる（143 条）。

・国際事務局で権利変更手続を処理した場合、出願人は、国務院特許行政部門に対し、関連資料を提出しなければならない（144 条）。

ハーグ協定には、中国のほか、日本、米国、カナダ、メキシコ、EU、スイス、ノルウェー、シンガポール、韓国、ベトナム等が加入している。ハーグ協定に基づく意匠の国際登録制度を利用することにより、一度の手続及び低コストで複数国での権利取得が可能である。また、中国では、意匠特許の存続期間は、従来は 10 年であったが、特許法の 2020 年改正により、15 年に延長された（42 条 1 項）。今後、ハーグ協定に基づき、中国企業による日本での意匠登録だけでなく、日本企業による中国での意匠登録が増加することが予想される。日本企業としては、ハーグ協定及び中国の特許法及び実施細則意見募集稿等の内容を理解し、国際意匠登録出願を適切に行う必要がある。

10 特許権評価報告

従来、特許法では、「特許権侵害紛争が実用新案特許権又は意匠特許権に係るときは、人民法院又は特許業務管理部門は、特許権侵害紛争の審理、処理の証拠として、特許権者又は利害関係人に対し、国務院特許行政部門が実用新案又は意匠について検索、分析及び評価後に出した特許権評価報告の提出を求めることができる。」ことが規定されていた。特許法の 2020 年改正は、さらに、「特許権者、利害関係者又は被疑侵害者も特許権評価報告を自発的に提出することができる。」という規定を追加した（66 条 2 項後段）。これにより、被疑侵害者も、特許権評価報告を取得し、提出することが認められることとなったことが注目される。

改正前細則では、実用新案特許権又は意匠特許権の特許権者又は利害関係人が、国務院特許行政部門に特許権評価報告の作成を請求することができるものと規定されていた（56 条 1 項）。しかし、改正後細則は、特許法の 2020 年改正に合わせ、「被疑侵害者」も、特許権評価報告の提出を求めることができることとした（62 条 1 項）。また、出願人は、特許権登録手続の際、国務院特許行政部門に特許権評価報告の作成を請求することができ（62 条 1 項）、この場合、国務院特許行政部門は、特許権付与の公告日から 2 か月以内に、特許権評価報告を作成しなければならないものとした（62 条 2 項）。

1.1 特許権侵害紛争の行政処理及び調解

特許法によると、国務院特許行政部門は、特許権者又は利害関係人の申立に応じて、「全国において重大な影響」を有する特許権侵害紛争を処理することができる権限を有する（70条1項）。

国家知的財産権局は、2021年5月26日、「重大な特許権侵害紛争の行政裁決弁法」（以下「重大特許侵害裁決弁法」という）を公布した（施行日は2021年6月1日）¹⁸。重大特許侵害裁決弁法は、特許法70条1項に合わせて制定されたものであり、重大な特許権侵害紛争をいわゆる「行政ルート」により処理することを円滑に行うためのものである。

改正後細則も、「全国において重大な影響を有する特許権侵害紛争」に関連する規定を置いた。即ち、特許法70条1項にいう「全国において重大な影響を有する特許権侵害紛争」には、①重大な公共の利益に係る場合、②業界の発展に重大な影響がある場合、③省、自治区、直轄市の区域を跨ぐ重大な案件である場合、④国務院特許行政部門が重大な影響がある可能性があるとして認識するその他の場合が含まれる（96条1項）。また、特許権者又は利害関係人が国務院特許行政部門に特許権侵害紛争の処理を請求したが、当該案件が「全国において重大な影響を有する特許権侵害紛争」に属さない場合、国務院特許行政部門は、管轄権を有する地方人民政府の特許業務管理部門を指定して処理することができるものとした（96条2項）。

従来、中国で特許権侵害事案に直面した日本企業及び日系中国現地法人は、もっぱら民事訴訟を利用し、行政機関による行政処理はほとんど利用してこなかった。その理由としては、①特許侵害者に対し、裁判所に侵害訴訟を提起することは日本でもよくあり、馴染みがあるのに対し、行政機関による行政処理は日本にはない制度であり、馴染みがないこと、及び②日本企業・日系企業の担当者間で、「中国の裁判所の裁判官は、特許侵害訴訟に慣れており、専門的知識・経験も豊富であるのに対し、地方政府の行政機関の職員は、特許侵害訴訟に慣れておらず、専門的知識・経験もあまり有しないであろう」との推測・先入観が広まっていること等が挙げられる。

しかし、日本企業及び日系中国現地法人の多くは、中国における商標権侵害・著作権侵害の紛争事案（いわゆる「模倣品」・「海賊版」の事案）では、かなり以前から、行政処理を活用してきたため、実は、行政処理に馴染みがある企業は多いはずである。特許法の2020年改正及び改正後細則等により、行政処理に関する法的規律が一層明確となったことから、今後、中国における特許権侵害紛争に直面した日本企業及び日系中国現地法人としては、行政処理を利用することを積極的に検討していくべきである。

また、改正後細則により、①省、自治区、直轄市の人民政府の特許業務管理部門、及び②特許管理業務の量が多く且つ実務処理能力を有する地級市、自治区、盟、地区、直轄市の区の人民政府の特許業務管理部門は、特許紛争を処理し、調解することができるとの規定が追加された（95条）。地方政府の特許業務管理部門による特許権侵害紛争の行政処理や調解を積極的に行わせようとする趣旨であろう。

III おわりに

2021年6月1日に改正特許法が施行されたにもかかわらず、特許法実施細則及び特許審査指南の内容が改正特許法と合致しておらず、不便な状態が続いていた。特許法実施細則及び特許審査指南の改正が実現することは、日本企業・日系企業にとっても望ましいこととい

¹⁸ https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/5/28/art_74_159727.html

える。特許法実施細則及び特許審査指南は、言うまでもなく、日本企業・日系企業にとって、極めて重要なものである。引き続き、特許法実施細則及び特許審査指南の改正後の実務運用に注目していきたい。

※ 初出：『特許ニュース No.16064』（経済産業調査会、2024年、原題は「中国知財の最新動向 第41回 中国の特許法実施細則の2023年改正」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。